

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

私は、平成2年3月に学校を卒業し、その1、2年後に職場の人から国民年金に入った方が良いと言われ、国民年金に加入した。

国民年金保険料は送付された納付書で遡って毎月分割で納付していた。

送付された納付書により納期の早い順番から納付したにもかかわらず、平成2年4月が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間を除き全て保険料を納付している上、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金被保険者資格の再取得も遅滞なく行っていることがうかがわれ、年金に関する意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日及びオンラインシステム入力日により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年5月とみられることから、当該時点において申立期間は国民年金保険料の納付の時効に到らない期間であることが確認できる上、オンライン記録により、2年5月から3年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるところ、当該期間の保険料に係る納付書と申立期間の保険料に係る納付書は一組のものとして送付されていたと考えられ、納付が可能であったにもかかわらず、過年度納付の当初の期間に当たる申立期間の保険料（1月分）のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から同年9月まで
② 昭和58年1月から61年3月まで

私は、申立期間①当時、自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付しており、前後の期間について納付しているにもかかわらず、申立期間①の保険料を納付していないことはあり得ないので、記録を訂正してほしい。

また、昭和57年12月にA郡B町（現在は、C市）に転居し、申立期間②の国民年金保険料を同町で納付したが、未加入となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付（第3号被保険者の期間を除く。）しているとともに、申立人が所持する領収証書からは、申立人がほとんどの期間の保険料について納期限内に納付していることが確認できることから、申立人は国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるとともに、申立期間①の保険料についても納期限内に納付していると考えるのが自然である。

また、申立期間①の直前の昭和57年4月から同年6月までの期間及び直後の同年10月から同年12月までの期間の申立人の国民年金保険料の納付記録は、当初、未納とされていたが、申立人が所持する昭和57年度国民年金保険料納付済通知書及び同保険料領収証書により平成23年12月20日に記録訂正されていることから、申立期間①当時の行政側の記録管理に不備があった状況がうかがえる。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和57年12月にA郡B町に転入し

てからも国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人の住民票から、申立人が同年12月26日に同町に転入し、58年1月6日に転入の届出を行っていることが確認できるが、申立人が所持する年金手帳からは、厚生年金保険被保険者である夫との婚姻により、当時、国民年金の任意加入被保険者であった申立人が、転入の届出日と同日付けで同資格を喪失し、その後、61年4月1日の国民年金第3号被保険者制度の開始によって、同日に同資格を取得していることが確認でき、この年金手帳の記載はオンライン記録と一致していることから、申立期間②は未加入期間であり、申立人に係る国民年金保険料の納付書が作成・送付されたとは考え難く、同保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、上記任意加入被保険者の資格喪失は、厚生年金保険被保険者資格等の他の喪失事由に該当するような周辺事情が見当たらないことから、申出によるものと推認される。

また、C市が保管する昭和57年度から60年度までのB町国民年金保険料収滞納一覧表に、申立人の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は昭和57年12月にA郡B町に転入して以降同地に在住しており、61年4月からの申立人の第3号被保険者資格に係る国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、申立期間②において同町で払い出されたとは考え難い上、オンライン氏名検索調査によっても、申立期間②において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に、同社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和50年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和50年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和49年4月1日にA社に入社し、1年間、本社で研修を受けた後、50年4月1日に同社B支店に異動となった。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社C支店が保管する人事記録資料及び同支店の回答により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年2月及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年5月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについて、A社は昭和50年3月については不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、同年3月については明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、昭和50年4月については、A社C支店が独自に作成したとする厚生年金台帳に、同社B支店における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は50年5月1日と記載されているところ、同社は、申立てどおりの届出を行っていないと認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、同社は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和48年10月から51年7月までA社及び同社のグループ会社で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。仕事内容に変更は無く、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び申立人の供述する勤務内容等により、申立期間当時、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

また、オンライン記録では、C社は昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、B社は、「当時の資料等はなく、不明であるが、一般的に、同一事業所グループの事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一事業所グループ内の別事業所において、厚生年金保険に加入させる取扱いになっていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和48年9月から平成5年1月までA社及び同社のグループ会社で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。仕事内容に変更は無く、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社の回答及び申立人の供述する勤務内容等により、申立期間当時、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

また、オンライン記録では、C社は昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、B社は、「当時の資料等はなく、不明であるが、一般的に、同一事業所グループの事業所に継続して勤務していれば、配属先の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった場合であっても、同一事業所グループ内の別事業所において、厚生年金保険に加入させる取扱いになっていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和49年4月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成13年4月から15年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から61年3月まで
② 平成13年4月から15年2月まで

私が20歳になった昭和57年*月から61年3月までの期間は、私の父親が私に代わり国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。それにもかかわらず、国民年金の記録では未納とされている。

また、私は、父親の介護が必要になったため勤めていた会社を辞め、平成5年2月に国民年金に加入したが、その後、同年9月から現在まで継続して国民年金保険料の免除申請を行っている。

これまで、毎年同じ時期に必ず免除申請を行ってきたにもかかわらず、平成13年4月から15年2月までの期間が未納とされているのは納付できない。

申立期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から、申立人の手帳記号番号はA区において平成5年3月頃に払い出されたものと推認できることから、当該払出しの時点では申立期間①の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号検索システム及びオンライン記録の氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間①に係る国民年金の資格取得手続き及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっており、資格取得手続き及び保険料納付の状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、父親の介護のため勤めを辞め、収入の無い状況が続いているので、平成5年9月以降現在まで継続して、申請により国民年金保険料の納付を免除されているとしているところ、オンライン記録によると、申立人は15年4月に免除申請を行い同年3月から同年6月までの国民年金保険料について免除されたことが確認できるが、申立てのように継続して免除されているならば、本来、14年4月頃に申請して同年4月から15年6月までの期間を免除されているはずであり、15年4月に改めて申請する必要は無く、申立人の申立ては不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除を受けたとする時期は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降である上、昭和60年3月から社会保険事務所（当時）における保険料収納事務及び管理記録は、オンライン化によるコンピューター処理がなされていることから、納付記録の誤りが発生する可能性は低いものと考えられ、申立期間の免除申請手続は少なくとも2回行う必要があるが、区役所及び社会保険事務所が、その2回についてそれぞれ事務処理を誤るとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料の免除を受けていたことをうかがわせる関連資料（国民年金保険料免除申請書の控え、免除承認通知書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで

私は、昭和60年8月以降、A町（現在は、B市）に居住しており、転入当初しばらく国民年金保険料を納付していなかったが、地区の集金人が度々、自宅に督促に来たので、私の妻が申立期間に係る夫婦二人分の保険料を当該集金人に渡した。

しかし、年金事務所の記録では、私の妻は、申立期間について保険料納付済みとなっているにもかかわらず、私は未納（未加入）となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年8月に会社を退職して厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金被保険者資格の再取得に係る手続きを行った時期及び再取得年月日等を記憶していないが、オンライン記録によれば、申立人は、国民年金の被保険者資格を61年4月11日付けで再取得しており、同日は申立人の国民健康保険被保険者資格取得年月日及び申立人の妻の国民年金の任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更年月日とも一致している。したがって、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、戸籍の附票により、申立人は昭和60年8月から現在までB市に居住していることが確認できることから、申立期間に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しながら、61年4月11日に同じ市で被保険者資格を再取得したとは考え難い上、オンライン記録による氏名検索調査によっても、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、「妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してい

た。」「地区の集金人が何度も来て、保険料をまとめて納付したことがある。」としているところ、i) オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から同年 10 月までの申立人夫婦の国民年金保険料の納付日は一致していないものの、62 年 1 月以降の申立人夫婦の保険料の納付日はほぼ一致しており、しかも 1 月分ごとの定期的な納付となっている。また、ii) B 市は「当時、A 町では、集金人は現年度分の保険料が未納となっている被保険者のみを対象として、おおむね 3 か月ごとに各世帯を訪問していた。」としているところ、オンライン記録によれば、申立人の 61 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 9 月 17 日に、同年 7 月から同年 9 月までの保険料は同年 12 月 5 日に、同年 10 月の保険料は同年 12 月 8 日に、申立人の妻の同年 9 月の保険料は同年 12 月 3 日にそれぞれ納付されており、これら保険料納付日等からみて、集金人を通じて納付された可能性が高いとみられ、i) 及び ii) の状況は上記申立人の保険料納付に係る記憶と多くの点で符合しているものと判断される一方で、当該記憶が申立期間に係るものであることをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私は昭和62年5月にA市B区に転入後、同区役所から未納となっている国民年金保険料の納付を督促する連絡があり、義母に子供を預けて同区役所の年金課で申立期間の保険料をまとめて納付した。

当日は暑かったので、納付した時期は昭和62年8月又は同年9月頃であったと記憶し、自分の預金口座からお金を引き出して保険料を納付したことは確かなので、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、オンライン記録から判断すると、昭和61年7月頃であると推認でき、申立人の夫は58年から62年まで厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金第3号被保険者制度が開始された61年4月1日まで遡って第3号被保険者資格を取得している。同制度開始前に厚生年金保険被保険者の配偶者であった者については任意加入を選択することができたが、遡って資格を取得することができない。したがって、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査及びオンライン記録による氏名検索調査によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、A市B区役所から未納となっている国民年金保険料の納付の督促を受け、昭和62年8月又は同年9月頃、同区役所で現金で納付したとしているところ、申立期間の保険料は過年度の保険料であることから、同区役所で納付することはできない。なお、申立人及びその夫に係る同市保管の国

民年金被保険者名簿には、両者に係る同年5月から63年3月までの保険料納付書を62年7月25日に送付した旨の記載があり、両者の同期間に係る保険料は納付済みとなっている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 14 日から同年 4 月 1 日まで
私は、平成 2 年 3 月中旬に会社を退職し、同月から A 事務所に勤務した。
しかし、私の年金記録を見ると、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が申し立てた A 事務所の名称では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない上、申立人は平成 2 年 4 月 1 日に B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同社の当時の同僚 2 人が、「申立人は B 社に勤務していた。」と供述していることから、申立人が勤務していたとする事業所は B 社であると推認される。

また、申立人は、平成 2 年 3 月中旬から勤務していたとしているが、オンライン記録によると、申立人は B 社において厚生年金保険被保険者資格を同年 4 月 1 日に取得し、同年 4 月 29 日に喪失しており、この記録は雇用保険の被保険者資格の取得及び離職の記録と一致しており、同社が提出した申立人に係る労働者名簿においても、厚生年金保険の資格取得日はオンライン記録と同一の記載であることが確認できる。

さらに、平成 2 年 3 月から勤務したとする当時の同僚の B 社における厚生年金保険被保険者資格取得日が、申立人と同じ同年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

加えて、B 社から提出された社会保険事務所(当時)交付の健康保険保険料・厚生年金保険保険料・児童手当拠出金増減内訳書により、申立人に係る厚生年金保険料が平成 2 年 4 月に新たに計上されており、同年 5 月は削除されていることが確認できる。

このほか、B社は当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、申立期間の厚生年金保険料控除については記憶に無いとしており、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない上、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が 24 万円とされているが、実際に支給されていた給与はそれより高かったと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書の記載から、申立人の基本給が平成 8 年 9 月から降給となり、同年同月から同年 11 月までの報酬月額が減額したことにより、同年 12 月から標準報酬月額が 24 万円に随時改定処理されたことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る平成 9 年 7 月及び同年 12 月支給の給与台帳兼所得税源泉徴収簿（以下「給与台帳」という。）から、標準報酬月額 24 万円に見合う報酬月額が支給されていることが確認でき、同様に提出された 11 年 9 月支給の給与台帳から、標準報酬月額 24 万円に見合う厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与明細書等の資料を所持していない上、申立てについて確認・補充するために行った書面による照会に対して、「申立期間の給与額は 20 万円、手取額は 16 万円であった。」と当初の申立てと異なる回答をしており、申立人の記憶は定かではない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。